○利用手続き○

市町村(区)の福祉課にサービス利用の申請

 \downarrow

福祉課より「サービス等利用計画案の提出依頼書」をもらう

 \downarrow

特定相談支援事業所を選び、依頼書を持参する (※居住地の特定相談支援事業所か

利用する福祉施設のある市町村(区)でもOK)

 \downarrow

特定相談支援事業所で

「アセスメント」と「サービス等利用計画案の作成」

 \downarrow

作成した「サービス等利用計画案」を 市町村(区)の福祉課に提出

 \downarrow

市町村(区)が受け取った「サービス等利用計画案」をもと

受給者証を

15

お持ちの方は

ここからです!

支給決定

(※市町村(区)より受給者証発送)

1

利用者、特定相談事業所、福祉施設で 「サービス担当者会議 |

 \downarrow

特定相談事業所が、担当者会議の内容をもとに 「サービス等利用計画」作成

1

利用者と福祉施設で

「受給者証の確認」「利用契約」「個別支援計画作成」

サービス利用開始、モニタリング





〒861-8045

熊本県熊本市東区小山2丁目27-13

TEL 096-349-0206

FAX 096-349-0207

特定非営利活動法人

もやいの丘

就労継続支援A型事業

